

## 令和2年3月定例教育委員会会議録

- 日 時 令和2年3月25日(水) 午後4時～午後4時30分  
○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室  
○出席委員 教育長 布川 敦  
1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)  
2番 清野 康子  
3番 毛呂 光一  
4番 齋藤 美緒  
○欠席委員 なし

### 出席議事説明職員氏名

|        |       |            |       |
|--------|-------|------------|-------|
| 教育部長   | 石塚 健  | 管理課長       | 吉泉 一郎 |
| 社会教育課長 | 佐藤 嘉男 | 社会教育課文化財主幹 | 三浦 裕美 |

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 本間 陽子

### 会議次第

1. 開会
2. 会議録署名委員の指名
3. 議事  
日程第1 議第7号 鶴岡市史跡松ヶ岡開墾場設置及び管理条例施行規則の制定について  
日程第2 議第8号 令和2年度市職員人事異動について(非公開)
4. 報告事項  
(1) 臨時代理処理事項の報告について  
(2) 民法改正(成年年齢)に伴う令和4年度以降の成人式の開催について  
(3) 朝暘第五小学校の改築について
5. 閉会

開 会 (午後4時)

教育長 ただいまから3月の定例教育委員会を開会する。市民憲章唱和は省略する。

本日の会議録署名委員は、2番委員にお願いする。

それでは、日程第1議第7号鶴岡市史跡松ヶ岡開墾場設置及び管理条例施行規則の制定について、事務局より説明をお願いする。

社会教育課 鶴岡市史跡松ヶ岡開墾場設置及び管理条例施行規則の制定についてご説明  
文化財主幹 申し上げる。

本規則は、本日の市議会3月定例会で可決された鶴岡市史跡松ヶ岡開墾場設置及び管理条例の第8条にある、「この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会規則で定める」との規定に基づき、規則第1条の趣旨に記載のとおり、条例の施行に関して必要な事項を定めるものである。

第2条は、史跡松ヶ岡開墾場での遵守事項について規定するものである。第1号については、史跡の景観を損ねるおそれのある行為又は他人の迷惑となる行為をしないことを定めるものである。第2号については、適正な管理を図るため建物及び附属設備並びに展示資料を汚損、破損、滅失するおそれのある行為をしないことを定めるものである。第3号については、展示資料の撮影について許可制としたものである。

なお、本規則の施行日は令和2年4月1日としている。以上である。

教育長 ただいまの議第7号について、ご質問ご意見等はあるか。なければ、議第7号について、賛同の方は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

教育長 全員挙手により可決された。

次に、報告事項に入る。臨時代理処理事項の報告について、事務局より説明をお願いする。

管理課長 臨時代理処理事項の報告について、ご説明申し上げる。

本件については、本日の市議会3月定例会の最終日に追加提案されたもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より、議会への提案に際し、教育委員会の意見を求められたものであるが、教育委員会を招集する暇が無いと判断されたことから、教育長に対する事務委任規則第1条第2項の規定に基づき、教育長において同意したため、本日の会議に報告し、承認をお願いするものである。

資料の4枚目の議第47号と書かれた資料をご覧いただきたい。

議案は、11月の定例教育委員会において、その補正予算の計上でもお諮

りした、令和元年度の教科書改訂により各小学校で必要となる教師用の教科書及び指導書の購入に関するものである。その単価は文部科学省告示により示されるものであるが、その告示日が2月28日付けであったため、市議会3月定例会の当初提案に間に合わず、最終日の追加議案となったものである。

購入する数量は、教科書が13科目2,391冊、指導書が同じく13科目3,174冊で、その取得予定価格は5,217万1,446円で、県内では唯一の教科書特約供給所である株式会社山形県教科書供給所と随意契約を締結することとし、納入期限を今月末日とするものである。以上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

教育長 次年度の中学校の教科書についても同様の手続きとなるため、ご承知いただきたい。

この件について、ご質問等はないか。なければ、承認していただいてよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 それでは、ただいまの報告は承認された。

次に、民法改正に伴う令和4年度以降の成人式の開催について、事務局より説明をお願いします。

社会教育課長 令和4年度以降の成人式開催についてご説明申し上げます。この件については、以前も委員の皆様にご説明させていただいているが、最終的な教育委員会の案としてまとめたので、あらためてご説明をさせていただきます。

民法の一部改正により、2022年、令和4年から成人の年齢が18歳になる。これまで本市は、20歳になる年度の1月に、大人になったことを自覚するとともに、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を開催していたが、改正後、成人年齢である18歳にこの成人式を合わせると、高校3年生の時期にあたる。このようなことから、庁内の関係課で検討をし、また、市内の高等学校、中学校の保護者等の意見を踏まえ、あらためてこの件について検討をした結果、教育委員会の案として、20歳を対象にした、仮称「二十歳のつどい」として、これまで通り1月の開催を原案とするものである。

理由については、18歳で実施する場合は、受験や進路選択の時期と重なるため、参加できる人が少なくなることが見込まれること、また、一度地元を離れた青年が再び故郷に集まり、家族や同級生、知人と友人と交流する機会となるため、成人としての自覚とともに愛郷心が高まる動機付けとなること、成人式出席者を対象にUターン就職情報等を提供し、地元就職を促進することができること。民法の成年年齢が18歳になっても飲酒、喫煙、公営

競技などの年齢制限は引き続き20歳のままとすることから、これまでどおり20歳を対象にした「二十歳のつどい」の開催を提案するものである。

教育長 「二十歳のつどい」ということで提案があったが、質問等はあるか。なければ承認してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 ほかに報告事項はあるか。

管理課長 朝陽第五小校舎改築について、ご報告させていただく。このことについては、2月の定例教育委員会でも、地域要望、地域への説明、意見交換会等の経過についてご報告させていただいたところであるが、資料のとおり朝陽第五小学校校舎改築期成同盟会が開催されたことから、それに関連してご報告させていただく。

期成同盟会については、1月23日に一度開催されたが、その際はさまざまな事項が保留となっていた。2月の意見交換会等を踏まえ、3月18日に第五学区コミセンで開催され、規約の制定や会長・副会長の選出等が行われ、現地改築が地域の意向であることが確認されたものである。

また、相談役として、学区から選出されている市議会議員の中沢洋議員と佐藤昌哉議員が就任されたということである。

今後の予定としては、4月から9月にかけて、国の補助申請に必要な建物の老朽度合いを調べる耐力度調査を行う。こちらは令和2年度の当初予算の方に計上されているものである。

そして、4月21日の定例教育委員会において、地域の意向を踏まえた五小の現地改築についてご協議を賜るものである。5月から基本計画の作成を開始し、6月には市議会定例会に測量関係の予算を計上し、議決を求めることとなる。その測量関係については、秋ごろに入札・実施をしたいと考えている。

教育委員会規則によれば、学校等の教育機関の敷地の選定については、合議体である教育委員会の権限として定められているところであるが、現地改築の場合、新たに敷地を選定するものではないので、これまでの運用に従い、教育委員会に諮ることをしてこなかったが、今回の五小の場合、現地か移転かが大きな争点になっているため、そういう状況を踏まえ、合議体としての確認をさせていただきたく、お願い申し上げます。

教育長 この件について質問等はあるか。

地域の説明会、保護者への説明会等を数回重ねてきて、地域のご理解は大分いただけたと思っている。今説明があったように、期成同盟会の規約、役員も選出され、相談役に両議員が就かれたということであるので、組織としてはかなり固まってきたように思う。

今後、その方向で進めていきたいので、よろしく願います。

それでは、この件についてはよろしいか。

各委員

異議なし。

教育長

次に、日程第2議第8号令和2年度市職員人事異動について、事務局より説明をお願いします。

これは、人事案件のため、非公開とすることにご異議はないか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしと認め、議第8号は非公開とさせていただきます。

(会議録は別記録とする)

教育長

予定された議事は以上である。これをもって3月の定例教育委員会を終了する。

閉 会 (午後4時30分)